

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規程に基づき社会福祉施設及び病院（以下「社会福祉施設等」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他災害による人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難なものが入所する社会福祉施設等の入所者、勤務者および当該防火対象物に出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、当該防火対象物の防火管理業務について、すべての責任を持つものとし、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。

また、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の権限および業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 勤務者等に対する防災教育の実施
- (4) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督
- (5) 消防用設備・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (6) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (9) 管理権原者への提案及び報告
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) その他防火管理上必要な業務

(防火管理業務の一部委託について)

第5条 管理権原者等は防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者以外のものに委託する場合においては、当該防火対象物の委託状況を別表1のとおりに定め、委託を受けて防火管理業務に従事するものは、委託内容について適正に業務を実施するものとする。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

る。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出

消防計画作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは届け出るものとする。

- ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備、避難施設等及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (3) 消防訓練実施計画書及び消防訓練実施結果報告書の届出
 - (4) 座間市火災予防条例に係る各種届出
 - (5) 消防用設備・特殊消防用設備等の点検結果報告
 - (6) 防火対象物定期点検の結果報告
 - (7) 夜間の火災発生を想定した消防訓練の計画
 - (8) その他防火管理者について必要な事項

建物及び設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防機関へ連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うものとする。

(防火管理業務資料等の整備)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括し維持台帳として、整備保管する。

(予防管理組織)

第8条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

- (1) 火災予防のための組織

火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者、所定の区域ごとに火元責任者をおき、別表2のとおり定める。

- (2) 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- ア 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- イ 防火管理者の補佐

- (3) 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- ア 担当区域内の火気管理に関すること。
- イ 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- ウ 防火担当責任者の補佐

- (4) 定期に自主点検・検査を実施するための組織

自主点検・検査を実施する者は、建物、消防用設備等、火気設備器具、電気設備及び危険

物施設について適正な機能を維持するため、別表3を用いて定期的に点検・検査を実施するものとする。

(5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検は、消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者免状の交付を受けたものに点検させ、当該防火対象物の点検設備業者への委託状況及び点検期間を別表4のとおり定める。

なお、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとし、管理権原者等は1年に1回、消防長又は消防署長に点検結果を報告する。

(6) 避難経路図

防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外への通ずる避難経路を明示した避難経路図を別図1のとおり作成し、自衛消防隊並びに入所者等に周知徹底を図るものとする。

(自衛消防組織)

第9条 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

自衛消防組織の編成及び主たる任務は別表5のとおりとする。

(夜間等における防火管理体制)

第10条 夜間宿直するものにあつては宿直ごとに防火担当責任者を定め、防火担当責任者は宿直毎に別表6に掲げる事項について点検を実施し、当該防火対象物の維持、管理に努め、不測の事態に備えるものとする。

(夜間の火災時における防火管理体制)

第11条 夜間における火災発生時に隊員が取るべき対応事項を別表7に定める。

(災害発生時における協力体制)

第12条 防火管理者等は、別表8に掲げる緊急連絡網を作成し、近隣協力者がいる場合は、連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から当該防火対象物に駆けつけ他の職員と協力して、避難誘導等の活動を行う。

(日常の地震対策)

第13条 防火担当責任者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行うものとする。

- (1) 建物内の避難経路及び出入口等の棚、備品、器具等の転倒、落下防止措置を行う。
- (2) 火気設備器具等の適正な管理、出火防止措置を行う。
- (3) 危険物等の転倒、落下、及び漏えい等の防止措置を行う。

(震災時の活動)

第14条 震災時の活動は、自衛消防組織に定めるほか次によるものとする。

(1) 情報収集等

ア テレビ、ラジオなどからの情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、入所者への情報提供を行う。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護にあたる者は、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関へ搬送する。

(3) 避難誘導等

ア 入所者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで安全な場所で待機させる。

イ 入所者を避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況を説明する。

ウ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

エ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(4) 自衛消防隊長は、二次災害の発生を防止するため、建築物全般についての被災状況及び建物周辺の火災発生状況の把握に努める。

(防災教育の実施)

第15条 防災教育の内容は、実務者の任務分担を定め、概ね次の事項について定期に実施する。

- (1) 消防計画について
- (2) 勤務者等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時及び地震時の対応について
- (4) その他防災教育に必要な事項について
- (5) 夜間宿直する者に対し火災発生時取るべき行動の周知について

(訓練の実施)

第16条 訓練指導者は防火管理者とし、訓練時における自衛消防隊員等の事故防止に努め、定期に夜間に火災が発生した場合を想定し、避難目標時間を定め、消防機関と連携して夜間時の火災想定訓練を行う。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備考
消火訓練	月 月	
避難訓練	月 月	
通報訓練	月	
総合訓練	月	自衛消防組織をすべて動員する訓練
想定訓練	月	夜間の火災を想定した訓練

(訓練の検証)

第17条 訓練を行って挙げられた問題点、避難目標から超過した時間等を勘案して当該防火対象物の弱点となっている事項を検証し、管理権原者等は以下の中から実現可能な改善策を検討するものとする。

(1) 活動の迅速化

- ア 訓練等による職員等の行動の迅速化、相互の連携
- イ 消防用設備等や防災設備等の操作、取扱いの習熟
- ウ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟
- エ 車椅子等避難介助に使用する設備、機器等の増強

(2) 防火管理体制の変更

- ア 災害対応能力がいずれの日も平均化するように、職員のシフト制の見直し
- イ 自力避難困難者の居所や受信機に近接した職員の配置
- ウ 施設内の構造、火災時の役割分担の周知徹底
- エ 自力避難困難者の居所の変更
- オ 近隣住民との応援体制の整備、宿直人員の適正配分
- カ 避難経路、避難方法の見直し

(3) 消防用設備等その他の設備等の強化

- ア 自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器の設置
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置
- ウ 自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動
- エ 施設内で通話連絡するための装置等の設置
- オ スプリンクラー設備の設置
- カ 消火器の設置の増強
- キ パッケージ型消火設備の設置
- ク 火災時に外部にその旨を周知させる音響装置等の設置
- ケ 自動火災報知設備と連動した非常口等の開錠

(4) 建築構造等の強化

- ア 防災性能を有する製品の導入
- イ 建物の不燃化
- ウ 建物内の区画形成（防火区画により細分化する）
- エ 一次避難場所、避難経路のスペースの見直し及び避難経路の増強
- オ 搬送、歩行の障害となる段差の排除

——休日、夜間等の緊急連絡先 ——

住 所

氏 名

連絡先

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表1 (第5条関係)

防火管理業務の一部委託状況表

受託者の氏名及び住所 (法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)		
一 部 委 託 の 範 囲		
受託者の行う防火管理業務の方法	常駐方式	範囲 <input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理
		方法 常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯
	巡回方式	範囲 <input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯
	遠隔移報方式	即時通報 ※自動火災報知設備が作動したとき、自動的に契約している警備会社へ移報される。 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> その他 ()
		直接通報 ※自動火災報知設備が作動したとき、自動的に119番通報される <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法 現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯

※ 受託者の行う防火管理業務の範囲については該当する項目の□にレ印を付すこと。

別表3 (第8条関係)

建築物自主点検チェック表(定期)

年 月 日実施

実施項目		確認箇所	点検結果
建築物 専 告	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用 進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 設 備	(1) 外壁の構造及 び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難 口 (出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備 (大型レンジ、 フライヤー 等)、ガスコン ロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、 石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物 貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
	(2) 指定可燃物 貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周圍に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表3の2 (第8条関係)

消防用設備等自主点検チェック表 (定期) 年 月 日実施

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
パッケージ型消火設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 使用上の障害となる物はないか。 (3) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する設備	(1) 周囲に使用上障害となるものはないか。	
非常警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表4（第8条関係）

消防用設備等点検計画表

点検実施月及び 点検の区分		点 検 実 施 月	
		機 器 点 検	総 合 点 検
消防用設備等の種類			
消 火 設 備	消 火 器	月 月	/
	屋 内 消 火 栓 設 備	月	月
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	月	月
	パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備	月	月
	水 噴 霧 消 火 設 備 泡 消 火 設 備 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 粉 末 消 火 設 備	月	月
	屋 外 消 火 栓 設 備	月	月
	動 力 消 防 ポ ンプ 設 備	月	月
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	月	月
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	月	月
	漏 電 火 災 警 報 器	月	月
	消 防 機 関 へ 通 報 す る 設 備	月 月	/
	非 常 警 報 設 備	月	月
	放 送 設 備	月	月
避 難 設 備	避 難 器 具	月	月
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	月 月	/
消火活 動上必 要な施 設			

※ 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点 検 設 備 業 者	
所 在 地	
電 話 番 号	

自衛消防組織編成表

隊 編 成	職 氏 名	任 務
自衛消防隊本部長		○自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等
自衛消防隊長		○自衛消防隊本部長が不在の際の任務代行
自衛消防副隊長		○隊長の補佐及び隊長が不在の際の任務代行
指揮班		○隊長、副隊長の補佐 ○自衛消防本部の設置 ○地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 ○消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 ○その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班		○消防機関への通報並びに通報の確認 ○館内への非常通報並びに指示命令の伝達 ○関係者への連絡（緊急連絡等）
消火班		○出火階へ直行し、消防用設備等を使用し消火活動の実施 ○地区隊が行う消火作業への指揮指導 ○消防隊との連携及び補佐
避難誘導班		○出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令 ○非常口の開放並びに開放の確認 ○避難上障害となる物品の除去 ○逃げ遅れの確認及び本部への報告 ○ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班		○火災発生地区に直行し、防火シャッター等の閉鎖 ○非常電源の確保、危険物施設の供給運転停止 ○エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
救護班		○応急救護所の設置 ○負傷者の応急処置 ○救急隊との連携、情報の提供

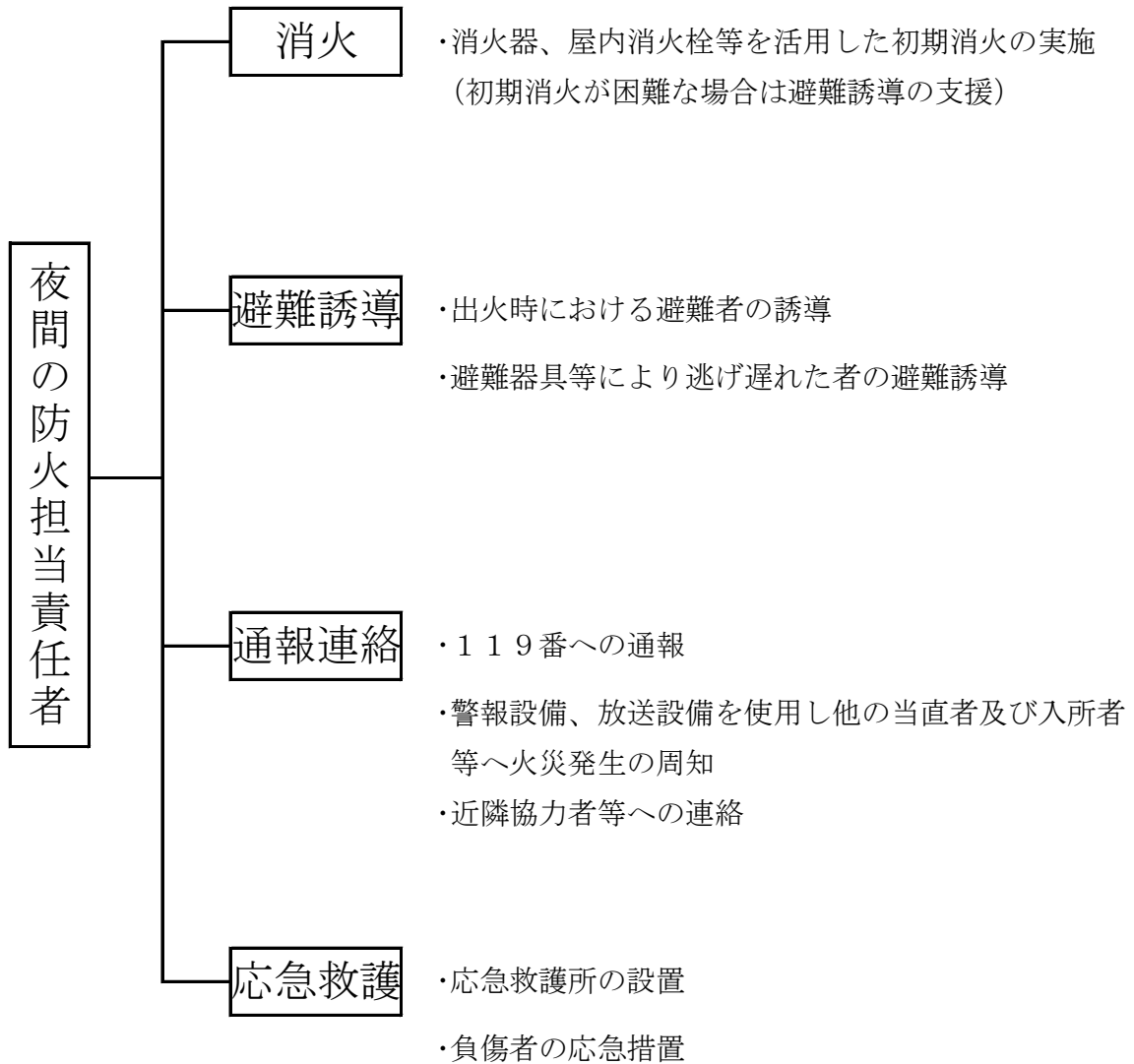
夜間時における防火管理チェックリスト

点検項目		点検内容	月 実 施 結 果																																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
避難障害	廊下・通路	避難上支障となる物品存置はないか																																	
		有効幅員が確保されているか																																	
	階 段	避難上支障となる物品存置はないか																																	
	防火戸・扉	閉鎖の障害となる物品の存置はないか																																	
	避 難 口	扉の施錠は容易に開放できるか																																	
		出入口付近に避難上支障となる障害物はないか																																	
出火防止	火気設備器具	周辺に可燃物はないか																																	
		器具の消し忘れ等はないか																																	
		火気周辺は整理整頓されているか																																	
	吸 殻 の 処 理	タバコの消し忘れ等はないか																																	
		火気周辺は整理整頓されているか																																	
施 設 周 辺	可燃物は放置されていないか																																		
消防用設備等	消 火 器	使用上支障となる障害物はないか																																	
	自 火 報	受信機の操作スイッチが正常な位置にあるか																																	
	誘 導 灯	消灯している箇所はないか																																	
そ の 他																																			
	点検者氏名																																		

良の場合は○、不備のある場合は×、即時改修したものは△をつけること。
 ※点検を行った結果、不備事項がある際は直ちに防火管理者に報告すること。

防火管理者確認

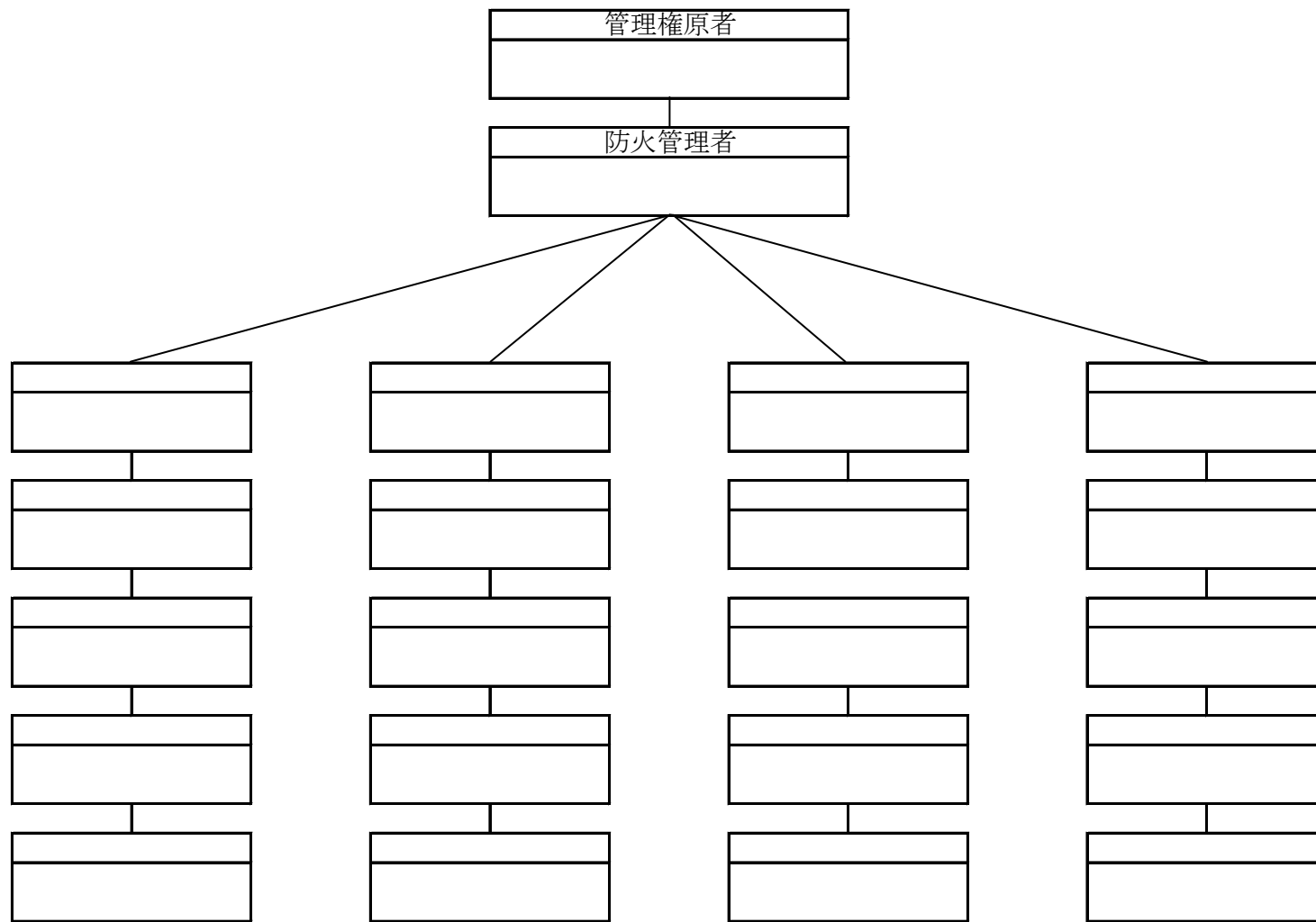
夜間における自衛消防活動のための組織及び任務分担



※ 呼び出しを受けた職員は、原則として避難誘導及び応急救護を担当する。

別表 8 (第 1 2 条関係)

緊急連絡網



※ 連絡を受けたものは直ちに当該施設へ応援に駆けつけること

別図1 (第7条関係)

消防用設備等位置及び避難経路図